

# 【相続登記ガイドブック】

相続登記の手続について(概要編)

相続登記の手続について(概要)

東京ブロック管内法務局・地方法務局  
相続登記促進プロジェクト



## あなたと家族をつなぐ相続登記

### ～相続登記・遺産分割を進めましょう～

## 相続登記の手続について（概要）

このページは、相続登記の手続の流れの概要をご説明するものです。

ご自身で相続登記手続を行う方は、「相続登記の手続について（詳細編）」（以下「詳細編」といいます。）を併せてご覧ください。

### 1 相続登記はなぜ必要なのでしょうか？

近年、不動産（土地・建物）をお持ちの方が亡くなっても、相続登記がされないケースが数多く存在しており、「所有者不明土地問題」として、社会問題になっています。

相続登記がされないと、登記簿を見ただけでは、不動産の現在の所有者やその所在を把握できません。そのため、まちづくりのための公共事業や、災害時の復旧復興が進まないといった問題が生じますし、不動産取引を円滑に行うことも難しくなります。さらに、相続登記がされていない土地は、その後に相続が開始しても登記をすることが難しくなることや適切な管理がされないことが多く、周辺の生活環境の悪化につながっているとの指摘もされています。

このような所有者不明土地問題を解消するためには相続登記が必要であり、令和6年4月1日から、これまで任意であった相続登記の申請が義務化されます。

相続した自分の権利を大切にするとともに、次の世代につながる相続登記のこと、しっかりと考えてみませんか？

### 2 相続登記の手続はどのように行うのでしょうか？

#### (1) 手続の方法

相続登記は、相続財産である不動産の所在地を管轄する法務局（本局・支局・出張所）に、申請書及び必要書類を提出して行います。

申請書等の提出は、①窓口持参、②郵送、③オンライン、のいずれかの方

法が選べます。

## (2) 申請書について

申請書の様式（ひな形）や記載の仕方については、法務省ホームページ（以下「ホームページ」といいます。）のほか、「詳細編」で詳しく説明していません。

## (3) 必要書類について

相続の内容によって必要書類が異なりますが、おおむね次の書類が必要です。詳しくはホームページ又は「詳細編」をご覧ください。

### ア 亡くなった方（被相続人）に関するもの

- ① 出生から死亡までの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）。

ただし、遺言による相続の場合は、被相続人が死亡した事実が分かる被相続人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）のみで足ります。

また、法定相続情報一覧図の写し（**3 添付書面編の法定相続情報証明の利用方法を参照**）でこれに代えることができます。

（注）被相続人の兄弟姉妹が相続人になる場合は被相続人の父母の出生から死亡までの戸籍も必要になります。

- ② 住民票の除票又は戸籍の附票の写し（登記上の住所と本籍が一致する場合は不要です。）

本籍の記載があるもの。

住所は登記簿上の住所が記載されているものまでお願いします。

### イ 相続人に関するもの

- ① 相続人全員の戸籍全部（個人）事項証明書（被相続人が死亡した日以後の証明日のもの）。

ただし、遺言による相続の場合は、不動産を相続することとなった相続人のもののみで足ります。

また、法定相続情報一覧図の写し（**3 添付書面編の法定相続情報証明の利用方法を参照**）でこれに代えることができます。

（注）相続人の中で亡くなった方については、上記アも必要になります。

- ② 不動産を相続する相続人の住民票又は戸籍の附票の写し

本籍の記載があるもの。

### ウ 相続の内容（持分等）に関するもの

- ① 公正証書遺言書がある場合は、公正証書遺言書の正本又は謄本
- ② 自宅で保管している自筆証書遺言がある場合は、自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書
- ③ 法務局で保管している自筆証書遺言がある場合は、遺言書情報証明書
- ④ 遺産分割協議を行った場合は、遺産分割協議書（相続人全員が実印を押印して作成し、印鑑証明書を添付する。）

#### エ 登録免許税

- ① 原則として、不動産の固定資産税評価額の1000分の4の金額
- ② 令和7年3月31日まで、以下の免税措置があります。
  - (7) 相続により土地を取得した（一次相続といいます。）方が相続登記をしないまま死亡した場合（二次相続といいます。）で、これらを併せて相続登記をする際における一次相続の登記に係る登録免許税
    - \* 例えば、祖父→父→本人と相続した場合の祖父→父の分の相続登記に係る登録免許税が免除になります。
  - (4) 不動産の固定資産税評価額が100万円以下の土地に係る登録免許税

### 3 法務局の「登記手続案内」の利用

#### (1) 「登記手続案内」の内容

法務局では、ご自身で登記手続を行う方を対象として「登記手続案内」を行っています。

登記手続案内は、申請書の書き方や必要書類等について一般的な内容をご案内するものですので、次の点をご理解いただき、必要に応じてご利用ください。

- 申請書や必要書類の作成（記載）をお手伝いすることはできません。作成（記載）はご自身で行っていただく必要があります。
- 法律的な判断や判断をするための助言等を行うことはできません。法律的な判断は、ご自身で行っていただく必要があります。
- 申請の内容を事前に審査するものではありません。審査は、申請書が提出された後に登記官が行います。そのため、提出後に申請書等の訂正や書類の追加提出が必要になる場合があります（この場合、登記官の説明に従ってください。）。

#### (2) 「登記手続案内」の利用方法

「登記手続案内」は事前予約により行っています。

詳しくは、管轄法務局にお問い合わせください。

#### 4 「司法書士」への依頼

登記申請は、申請を代理できる資格を有する「司法書士」に依頼することができます。

「司法書士」に依頼することで、申請書の作成や必要書類収集等の手間が軽減されることとなります。

「司法書士」への依頼を検討される方は、各都道府県の司法書士会にお問い合わせください。

#### 5 法定相続情報証明制度の活用

登記や銀行口座などの相続手続を行うには、亡くなった方の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の全部を、手続をする登記所や銀行の窓口で毎回出す必要があります。

法定相続情報証明制度は、法務局に戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の全部と相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出していただくことで、登記官が相続関係を確認して、その一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する制度です。

数が多くなることが多い戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等に代えて法定相続情報一覧図の写しを提出することができる相続手続は年々増加していますので、法定相続情報証明制度を活用することで、多くの相続手続を迅速に進めることができます。

##### 法定相続情報一覧図の写しが利用できる主な相続手続

- ① 相続登記（法務局）
- ② 相続税の申告（税務署）
- ③ 各種年金手続（厚生労働省、日本年金機構）
- ④ 金融機関における相続手続（金融機関によって取扱が異なる場合がありますので、詳しくは取引先金融機関にお問い合わせください。）

各都道府県司法書士会連絡先一覧

	会名	所在地	電話番号
東京管内	東京司法書士会	〒160-0003 新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館2F	03-3353-9191
	神奈川県司法書士会	〒231-0024 横浜市中区吉浜町1番地	045-641-1372
	埼玉司法書士会 ※総合相談センター	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-7861 ※048-838-7472
	千葉司法書士会	〒261-0001 千葉市美浜区幸町2-2-1	043-246-2666
	茨城司法書士会	〒310-0063 水戸市五軒町1-3-16	029-225-0111
	栃木県司法書士会 ※相続登記 相談センター	〒320-0848 宇都宮市幸町1-4	028-614-1122 ※028-614-1122
	群馬司法書士会 ※総合相談センター	〒371-0023 前橋市本町1-5-4	027-224-7763 ※027-221-0150
	静岡県司法書士会 ※司法書士総合相談 センターしずおか	〒422-8062 静岡市駿河区稲川1-1-1	054-289-3700 ※054-289-3704
	山梨県司法書士会 ※相続登記 相談センター	〒400-0024 甲府市北口1-6-7	055-253-6900 ※055-253-2376
	長野県司法書士会	〒380-0872 長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県司法書士会 ※相続登記 相談センター	〒950-0911 新潟市中央区笹口1丁目 11番地 15	025-244-5121 ※0120-13-7832 つながらない場合は 総合相談センターへ 025-240-7867	

## 各都道府県司法書士会連絡先一覧

	会名	所在地	電話番号
大阪管内	大阪司法書士会	〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6	06-6941-5351
	京都司法書士会	〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目 232 番地の1	075-241-2666
	兵庫県司法書士会	〒650-0017 神戸市中央区楠町2-2-3	078-341-6554
	奈良県司法書士会	〒630-8325 奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677
	滋賀県司法書士会	〒520-0056 大津市末広町7-5 滋賀県司調会館2F	077-525-1093
	和歌山県司法書士会	〒640-8145 和歌山市岡山丁 24 番地	073-422-0568
名古屋管内	愛知県司法書士会	〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭1-12-3	052-683-6683
	三重県司法書士会	〒514-0036 津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
	岐阜県司法書士会	〒500-8114 岐阜市金竜町5-10-1	058-246-1568
	福井県司法書士会	〒918-8112 福井市下馬二丁目 314 番地 司調合同会館	0776-43-0601
	石川県司法書士会	〒921-8013 金沢市新神田4-10-18	076-291-7070
	富山県司法書士会	〒930-0008 富山市神通本町1-3-16 エスポワール神通3F	076-431-9332
広島管内	広島司法書士会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-69	082-221-5345
	山口県司法書士会	〒753-0048 山口市駅通り2-9-15	083-924-5220
	岡山県司法書士会	〒700-0023 岡山市北区駅前町2-2-12	086-226-0470
	鳥取県司法書士会	〒680-0022 鳥取市西町1-314-1	0857-24-7013
	島根県司法書士会	〒690-0887 松江市殿町 383 番地 山陰中央ビル5階	0852-24-1402
福岡管内	福岡県司法書士会	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-2-23	092-714-3721
	佐賀県司法書士会	〒840-0843 佐賀市川原町2-36	0952-29-0626
	長崎県司法書士会	〒850-0874 長崎市魚の町3番 33 号 長崎県建設総合会館本館6階	095-823-4777
	大分県司法書士会	〒870-0045 大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
	熊本県司法書士会	〒862-0971 熊本市中央区大江4-4-34	096-364-2889

## 各都道府県司法書士会連絡先一覧

	会名	所在地	電話番号
	鹿児島県司法書士会	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1-3 司調センタービル3F	099-256-0335
	宮崎県司法書士会	〒880-0803 宮崎市旭1-8-39-1	0985-28-8538
	沖縄県司法書士会	〒900-0006 那覇市おもろまち4-16-33	098-867-3526
仙台管内	宮城県司法書士会	〒980-0821 仙台市青葉区春日町8-1	022-263-6755
	福島県司法書士会	〒960-8022 福島市新浜町6-28	024-534-7502
	山形県司法書士会	〒990-0021 山形市小白川町1-16-26	023-623-7054
	岩手県司法書士会	〒020-0015 盛岡市本町通2-12-18	019-622-3372
	秋田県司法書士会	〒010-0951 秋田市山王6-3-4	018-824-0187
	青森県司法書士会	〒030-0861 青森市長島3-5-16	017-776-8398
札幌管内	札幌司法書士会	〒060-0042 札幌市中央区大通西13-4	011-281-3505
	函館司法書士会	〒040-0033 函館市千歳町21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
	旭川司法書士会	〒070-0901 旭川市花咲町4	0166-51-9058
	釧路司法書士会	〒085-0833 釧路市宮本1-2-4	0154-41-8332
高松管内	香川県司法書士会	〒760-0022 高松市西内町10-17	087-821-5701
	徳島県司法書士会	〒770-0808 徳島市南前川町4-41	088-622-1865
	高知県司法書士会	〒780-0928 高知市越前町2-6-25	088-825-3131
	愛媛県司法書士会	〒790-0062 松山市南江戸1-4-14	089-941-8065



# 【相続登記ガイドブック】

## 相続登記の手続について(概要編)

### 相続登記申請までのフローチャート編

東京ブロック管内法務局・地方法務局  
相続登記促進プロジェクト



あなたの相続登記手続きをお手伝いします。

## 相続登記の手続の流れ



「トウキツネ」  
不動産登記推進イメージキャラクター

### 1 相続人の特定

- ※ どなたが相続人であるか特定します。
- ※ 相続人の中に「連絡が取れない方」、や「行方が分からない方」がいる場合は、相続登記手続きができない場合があります。その場合は、家庭裁判所に相談してください。

### 2 相続する不動産の確認

- ※ 亡くなった方が所有していた土地・建物を確認します。

### 3 必要書類の収集

3-① 亡くなった方の戸(除)籍謄本等の取得

3-② 相続される方の戸(除)籍謄本等の取得

3-③ 「遺言書」の有無の確認等

3-④ そのほか必要となる場合がある手続

- ※ 相続登記の申請に必要な書類を準備します。
- ※ 「相続放棄」や「未成年」の方がいる場合、また「遺言執行者」の選任を必要とする場合は、家庭裁判所での手続が必要です。

### 4 登記申請書等の作成

- ※ 登記申請書の様式及び記載例を掲載していますので、参考にしてください。

### 5 法務局へ登記申請書等を提出

- ※ 登記申請書と添付書類を管轄の法務局へ提出します。
- ※ 補正書類の追加等が必要になる場合があります。登記官の説明に従ってください。

### 6 相続登記の完了

- ※ 法務局から登記識別情報（以前の権利証に相当するものです。）・登記完了証・返却される書類を受け取ってください（申請書に押印した印鑑、顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）が必要です。）。



# 申請までのフローチャート

## 1 相続人の特定

※ 相続する方を特定します（法定相続、遺産分割、遺言）。

確認

不動産を相続する方は特定されていますか？

はい

いいえ

- ① 「遺言書がある」場合は、「遺言書」に従います。
- ② 「遺言書がない」場合は、遺産分割協議で不動産を相続する相続人を決定することができます。
- ③ 「遺言書」及び「遺産分割協議書」がない場合は、「法定相続分」に基づく相続となります。

【概2-9p】の「親族関係図」に記載して確認してください。

## 2 相続する不動産の確認

※ 亡くなった方名義の不動産を特定します。

確認

亡くなった方名義の「不動産」等はお分かりですか。

登記申請に当たり、不動産を特定する必要があります。  
登記済権利証（登記識別情報）や固定資産税納税通知書・名寄帳等により、相続する不動産の所在、地番、地目、地積、家屋番号等を確認してください。

なくそう



所有者不明土地

### 3-① 必要書類の収集

※ 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本等の取得

確認

亡くなった方の「**戸籍謄本等**」は取得しましたか。

はい

いいえ

戸籍謄本等のほかに、亡くなった方の「**住民票の除票（本籍及び筆頭者の記載されたもの）の写し（又は戸籍の附票の除票）**」を最後の住所地（附票は本籍地）の市区町村役場で取得してください。登記上の住所が本籍と一致する場合は不要です。

亡くなった方の**出生から死亡までの連続した戸籍謄本等**を、本籍地の市区町村役場で取得してください。ただし、「**遺言書**」がある場合は、亡くなったことが分かる戸籍謄本等を取得してください。

※ 市区町村役場には「**相続登記に必要なため**」とお伝えください。

#### 必要な戸籍謄本等

昭和22年5月以前に生まれた方のケースでは、右記の戸籍謄本等が必要となります。

	戸籍 1	亡くなった方の出生事項が初めて記載された戸籍 (【5-2p】参照)
	戸籍 2	昭和22年5月までの旧民法(家督相続)による戸籍 (同上)
改製原戸籍	戸籍 3	昭和32年法務省令27号により新たに戸籍改製したため消除された除籍 (同上)
	戸籍 4	(例) ⇒ 「結婚により婚姻事項が記載された戸籍」等 ※ (同上)
改製原戸籍	戸籍 5	平成6年法務省令51号による改製につき消除された除籍 (【5-3p】参照)
コンピュータ戸籍(横書き)	戸籍 6	亡くなった方の死亡事項が記載された除籍 (【5-4p】参照)

※ 亡くなった方が、転籍、分籍等をされていた場合は、上記以外にそれらの戸籍も必要になります。

※ 戸籍謄本等について

- 除籍 …………… 転籍等で除かれた戸籍
- 改製原戸籍 …………… 法令の改正により新しく戸籍が編製されて除かれた戸籍
- 全部事項証明 …………… コンピューター化後の戸籍等の全部の証明書（謄本に相当）
- 謄本 …………… 書面で作成されている戸籍等の全部の証明書

相続登記申請には、これらの名称にかかわらず、出生から死亡までの全ての戸籍の証明書が必要です。

このガイドブックでは、「戸籍謄本等」と総称しています。

※ 住民票の写し等について

- 住民票の証明書を「住民票の写し」といいます（コピーではありません。）。
- 住民票の写しは、本籍の記載があるものを添付してください。
- 被相続人の住民票は除票となっていないこともあります（市区町村役場に確認してください。）。

### 3-② 必要書類の収集

※ 相続する方の「**戸籍謄（抄）本**」及び「**住民票の写し**」の取得

確認

相続する方の「**戸籍謄（抄）本**」及び「**住民票の写し**」は取得しましたか。

- ① 「**法定相続**」による相続：相続人全員の**戸籍謄（抄）本**及び**住民票の写し**
- ② 「**遺産分割**」による相続：遺産分割協議の当事者である相続人全員の**戸籍謄（抄）本**及び相続される方の**住民票の写し**
- ③ 「**遺言**」による相続：相続する方の**戸籍謄（抄）本**及び**住民票の写し**

**法定相続人の証明について**、法務局が行っている**無料の「法定相続情報証明制度」**（【2-5p】）もご利用いただくと、金融機関等の手続でも便利になります。

### 3-③ 必要書類の収集

※ 「遺言書」の有無の確認・  
「遺産分割協議書」の作成等

確認

「遺言書」はありますか？

はい

いいえ

「公正証書」遺言ですか？

はい

いいえ

戸籍謄本等そのほかの必要書類を収集してください(3-①、②)。

「自筆証書」遺言ですか？

はい

遺産の分け方の話し合いはしましたか？

はい

いいえ

「遺産分割協議書」は作成しましたか？

はい

いいえ

「法定相続」により登記をしますか？

はい

いいえ

法務局で保管していますか？

はい

いいえ

「遺言書情報証明書」を取得してください(【5-9p】を参照してください)。

家庭裁判所の「検認」の  
手続はお済みですか？

はい

いいえ

戸籍謄本、  
印鑑登録証明書等そのほかの必要書類を収集してください(3-①、②、5)。

「遺産分割協議書」を作成してください。【1-4-11p】を参考にしてください。

戸籍謄本等そのほかの必要書類を収集してください(3-①、②、5)。

相続人の間で遺産の分け方の話し合いがつかいますか。

戸籍謄本等そのほかの必要書類を収集してください(3-①、②)。

家庭裁判所で「検認」の手続を行ってください。

家庭裁判所に遺産分割の調停申立ての相談をしてください。

はい

いいえ

後記4  
記載例1 へ  
詳細編(1-1-1p)

後記4  
記載例2 へ  
詳細編(1-2-1p)

後記4  
記載例4 へ 又は 後記4  
記載例5 へ  
詳細編(1-4-1p)又は詳細編(1-5-1p)

後記4  
記載例3 へ  
詳細編(1-3-1p)

### 3-④ 必要書類の収集

※ そのほか必要となる場合がある手続

確認

家庭裁判所に申立て後、裁判所書記官から「**相続放棄** 申述受理証明書」(【5-6p】)を入手してください。

「**相続放棄**」をされる方はいますか？

はい

いいえ

家庭裁判所に「**相続放棄**」の手続(相続開始を知った日から3か月以内)の相談をしてください。

そのほかの必要書類を収集してください(3-①、②)。

相続人に「**未成年**」の方はいますか？

はい

いいえ

遺産分割をする場合、「**未成年者**」と「**親権者**」が相続人になる場合は、家庭裁判所に「**特別代理人**」の選任申立てを行ってください。

審判書の謄本(【5-7p】)を家庭裁判所から入手してください。

そのほかの必要書類を収集してください(3-①、②)。

「**遺言執行者**」は選任されていますか。

はい

いいえ

そのほかの必要書類を収集してください(3-①、②、5)。

申立てが相当と認められた場合、審判書の謄本(【5-8p】)を家庭裁判所から入手してください。

必要に応じて「**遺言執行者**」の選任申立てを家庭裁判所に行ってください。

相続人に「**特別受益者**」の方はいますか？

はい

いいえ

特別受益者の方がいる場合、「**特別受益証明書**」の作成を行ってください。

そのほかの必要書類を収集してください(3-①、②)。

## 4 登記申請書の作成

※ 相続の形態に合わせて登記申請書を作成してください。

確認

記載例 1 所有権移転登記申請書(公正証書遺言)

【1-1-1p】

記載例 4 所有権移転登記申請書(遺産分割)

【1-4-1p】

記載例 2 所有権移転登記申請書(自筆証書遺言)

【1-2-1p】

記載例 5 所有権移転登記申請書(数次相続)

【1-5-1p】

記載例 3 所有権移転登記申請書(法定相続)

【1-3-1p】

## 5 法務局へ登記申請書を提出

※ 作成した登記申請書及び必要書類を提出

確認

不動産を管轄する法務局へ登記申請書及び必要書類を提出してください。

登記申請には、「登録免許税」が必要になります。詳しくは、【5-1p】以下を参考にしてください。

登記申請書の作成から提出までの手続は、「第2の1 申請書の書き方編」を参考にしてください。

提出後、申請内容に誤り等があれば、「補正」となる場合があります。

## 6 相続登記の完了

※ 登記識別情報、登記完了証、その他還付される書類をお受け取りください。

確認

登記申請書の不備や不足する書類等がなければ、登記完了予定日（ホームページ、窓口に表示）に登記は完了します。

窓口での受取は、申請書に押印した印鑑と顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）が必要です。郵送での受取は、本人限定受取郵便での受取となります。



# 親族関係図

「記載用」

<p><b>第2順位 ・ 父（直系尊属）</b></p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>出生</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>死亡</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	住所		出生	年 月 日	死亡	年 月 日	<p><b>第2順位 ・ 母（直系尊属）</b></p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>出生</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>死亡</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	住所		出生	年 月 日	死亡	年 月 日
住所													
出生	年 月 日												
死亡	年 月 日												
住所													
出生	年 月 日												
死亡	年 月 日												

※ 第2順位の父・母が既に亡くなっている場合、祖父母が生存されていれば、第2順位の相続人になります。

**第3順位 ・ 兄弟姉妹**

住所	
出生・死亡	年 月 日

**第3順位 ・ 兄弟姉妹**

住所	
出生・死亡	年 月 日

**おい・めい（代襲）**

住所	
出生	年 月 日

**おい・めい（代襲）**

住所	
出生	年 月 日



<p><b>亡くなった方（被相続人）</b></p> <div style="border: 2px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>出生</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>死亡</td><td>年 月 日</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>最後の本籍</td><td></td></tr> <tr><td>最後の住所</td><td></td></tr> </table>	出生	年 月 日	死亡	年 月 日	最後の本籍		最後の住所		<p><b>配偶者（相続人）</b></p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>出生・死亡</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	住所		出生・死亡	年 月 日
出生	年 月 日												
死亡	年 月 日												
最後の本籍													
最後の住所													
住所													
出生・死亡	年 月 日												
<p><b>第1順位 配偶者</b></p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>出生・死亡</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	住所		出生・死亡	年 月 日	<p><b>第1順位 子（相続人）又は死亡（代襲）</b></p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>出生・死亡</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	住所		出生・死亡	年 月 日				
住所													
出生・死亡	年 月 日												
住所													
出生・死亡	年 月 日												

<p><b>子（孫）（代襲）</b></p> <div style="border: 1px dashed black; height: 20px; width: 100%;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>出生</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	住所		出生	年 月 日	<p><b>子（孫）（代襲）</b></p> <div style="border: 1px dashed black; height: 20px; width: 100%;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>出生</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	住所		出生	年 月 日
住所									
出生	年 月 日								
住所									
出生	年 月 日								

<p><b>子（孫）（代襲）</b></p> <div style="border: 1px dashed black; height: 20px; width: 100%;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>出生</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	住所		出生	年 月 日
住所				
出生	年 月 日			



# 親族関係図



<p><b>第2順位</b> ・ 父 (直系尊属)</p> <div style="border: 1px solid gray; background-color: #cccccc; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">住所</td><td></td></tr> <tr><td>出生</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>死亡</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> </table>	住所		出生	年 月 日	死亡	年 月 日	<p><b>第2順位</b> ・ 母 (直系尊属)</p> <div style="border: 1px solid gray; background-color: #cccccc; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">住所</td><td></td></tr> <tr><td>出生</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>死亡</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> </table>	住所		出生	年 月 日	死亡	年 月 日
住所													
出生	年 月 日												
死亡	年 月 日												
住所													
出生	年 月 日												
死亡	年 月 日												

※ **第2順位**の父・母が既に亡くなっている場合、祖父母が生存されていれば、**第2順位**の相続人になります。

**第3順位** ・ 兄弟姉妹

住所	
出生・死亡	年 月 日

**第3順位** ・ 兄弟姉妹

住所	
出生・死亡	年 月 日

おい・めい (代襲)

住所	
出生	年 月 日

おい・めい (代襲)

住所	
出生	年 月 日

「見本」

<p style="color: red; font-weight: bold;">亡くなった方 (被相続人)</p> <div style="border: 2px solid purple; background-color: purple; color: white; padding: 10px; text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">太郎</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">出生</td><td>昭和10年10月31日</td></tr> <tr><td>死亡</td><td style="color: red;">令和3年11月18日</td></tr> <tr><td>最後の本籍</td><td>千葉県千葉市稲毛区●●5丁目1番地</td></tr> <tr><td>最後の住所</td><td>千葉市中央区●●1丁目10番5号</td></tr> </table>	出生	昭和10年10月31日	死亡	令和3年11月18日	最後の本籍	千葉県千葉市稲毛区●●5丁目1番地	最後の住所	千葉市中央区●●1丁目10番5号	<p style="color: blue; font-weight: bold;">配偶者 (相続人)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">花子</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">住所</td><td>千葉市中央区●●1丁目10番5号</td></tr> <tr><td>出生</td><td>昭和11年5月2日</td></tr> </table>	住所	千葉市中央区●●1丁目10番5号	出生	昭和11年5月2日
出生	昭和10年10月31日												
死亡	令和3年11月18日												
最後の本籍	千葉県千葉市稲毛区●●5丁目1番地												
最後の住所	千葉市中央区●●1丁目10番5号												
住所	千葉市中央区●●1丁目10番5号												
出生	昭和11年5月2日												

**第1順位** 子 (相続人) 又は死亡 (代襲)

配偶者	一郎
住所	千葉市中央区●●1丁目10番5号
出生	昭和35年3月5日

**第1順位** 子 (相続人) 又は死亡 (代襲)

二郎 (死亡)

住所	
死亡	平成17年10月2日

**子 (孫) (代襲)**

住所	
出生	年 月 日

**子 (孫) (代襲)**

健二

住所	千葉市稲毛区〇〇1丁目10-10
出生	平成6年1月2日

相続した土地を  
国が引き取る制度が  
スタートします！

○令和5年4月27日から○



是非、御利用ください！

**自筆証書遺言書  
保管制度**



令和5年4月以降

不動産に関するルールが  
大きく変わります！

チェック！



**法定相続情報  
証明制度**

